

日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議の開催について

〔平成 31 年 2 月 18 日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

1 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成や訪日外国人観光客の拡大等も見据えつつ、日本の美を体現する我が国の文化芸術の振興及びその多様かつ普遍的な魅力を発信する日本博の具体化及び開催準備等に関し、関係府省の緊密な連携を図りながら政府全体の総合調整を行うため、日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）

議長代理 内閣官房副長官補（内政担当）

議長補佐 文化庁長官

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房アイヌ総合政策室次長

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官

内閣府知的財産戦略推進事務局次長

宮内庁長官官房審議官

警察庁長官官房審議官（国際担当）

総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）

外務省大臣官房国際文化交流審議官

国税庁長官官房審議官

文部科学省大臣官房総括審議官

文化庁次長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

農林水産省食料産業局長

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

観光庁次長

環境省自然環境局長

- 3 連絡会議の庶務は、文化庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。